

第24回たつの市農業委員会総会（11月定例会）議事録

令和4年11月28日（月）午前10時から第24回たつの市農業委員会総会（11月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員18名 欠席委員 1名

1	上田 常雄	2	八木 正邦	3	永富 元	4	右田 太郎
5	岩田きん子	6	三村 誠	7	丸山 忠昭	8	大西 正清
9	小河 純一	10	水田 達實	11	山本 哲也	12	真殿 利晴
13	宮本 峰男	14	保田 義一	15	緒方 光男	16	猪澤 敏一
17	長谷川澄男	18	高見 昭義	19	大橋 正典		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井口 大介	副主幹	武田 かおり
----	-------	-----	-------	-----	--------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第24回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は18名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、大西委員からは欠席の届出を受けています。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・利用目的の変更届について

- ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
- ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

なお、議案8ページ、議案第159号8541の案件に関しましては、申請者から取下願が提出されたため、議案から削除をお願いいたします。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、12番真殿利晴委員、13番宮本峰男委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第2「同意第1号 農業委員会委員辞任の同意を求めることについて」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「同意第1号 農業委員会委員辞任の同意を求めることについて」

11月8日付けで大西委員から市長宛てに令和4年11月30日をもって農業委員会委員を辞したい旨の辞任届が提出されました。

このことについて、市長から農業委員会への諮問がありましたので、農業委員会において諮り、答申書を提出する必要があります。

辞任の理由は[REDACTED]ということで、委員としての活動ができない状況であると確認しております。

農業委員の辞任の要件として、辞任について正当な事由があり、市長及び農業委員会の同意を要すると「農業委員会等に関する法律」（以下「法」という。）に規定されています。

辞任の理由が正当であるかどうかは、市長及び農業委員会が社会通念に従い、一般の良識に基づいて判断すべきものでありますが、この度は、正当な事由として認められるものでございます。

農業委員会の同意は、法第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の総会の議決、すなわち辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行います。

また、大西委員の辞任が認められた場合、欠員が生じます。法令上、農業委員会委員の補充が必要な場合に関する規定はありません。そのため、必ずしも欠員を補充する必要はないとされています。

ただし、農業委員会が定めた担当地区があり、欠員が生じたことにより地区の担当委員がいないという状態は避けなければなりません。地域で協議していただいた結果、任期満了日まで期間があり業務遂行に支障がある恐れがあるため、本件の委員会の同意後、農業委員会委員を欠員補充していく方向で考えているとのことです。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので、原案のとおり同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「同意第 1 号」は原案のとおり同意されました。

次に、日程第 3「同意第 2 号 農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求めることについて」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「同意第 2 号 農業委員会農地利用最適化推進委員辞任の同意を求めることについて」

11 月 8 日付けで松嶋推進委員から会長宛てに令和 4 年 11 月 30 日をもって農業委員会農地利用最適化推進委員を辞したい旨の辞任届が提出されました。

辞任の理由は[REDACTED]ということで、委員としての活動ができない状況であると確認しております。

農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の要件として、辞任に

ついて正当な事由があり、農業委員会の同意を要すると法第 23 条に規定されています。

辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い、一般の良識に基づいて判断すべきものでありますが、この度は、正当な事由として認められるものでございます。

農業委員会の同意は、法第 30 条の規定に基づき、農業委員会の総会の議決、すなわち辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行います。

また、松嶋委員の辞任が認められた場合、欠員が生じます。法令上、農業委員会農地利用最適化推進委員の補充が必要な場合に関する規定はございません。そのため、必ずしも欠員を補充する必要はないとされています。

ただし、農業委員会が定めた担当地区があり、欠員が生じたことにより地区の担当委員がいないという状態は避けなければなりません。揖保川地区の委員の協議において、任期満了日まで期間があり業務遂行に支障がある恐れがあるとのことであるため、本件委員会の同意後、委員会として新たに農業委員会農地利用最適化推進委員を欠員補充していく方向で考えております。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので、原案のとおり同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「同意第 2 号」は原案のとおり同意されました。

次に、日程第 4「会長職務代理者の選任について」を議題といたします。

○議長（会長）

次に日程第 4「会長職務代理者の選任について」を議題といたします。日程第 2 において、大西職務代理者が辞任されることに伴い

まして、職務代理者に欠員が生じるため、職務代理者を選任するものでございます。

会長職務代理者は、農業委員会等に関する法律第 5 条の規定に基づき、会長が欠けたとき、又は事故あるときに会長の職務を代理するもので、委員が互選することになっております。

互選の方法については、「選挙」か「指名推選」の方法になります。どちらの方法がよろしいでしょうか

(「議長一任、議長からの指名推選」との声)

○A 委員

辞任される大西委員の地区から選ばれることが良いのではないですか。

○議長（会長）

選出方法は、皆様にお諮りし決定したいと存じますが、選出地区に縛られることはないと思います。

○B 委員

職務代理者の選出方法についてですが、前回は、各地区から選考委員を選出し、選考委員会からの指名推選の方法をとり、その中で特定の地区ではなく、たつの市全部の地区から選ぶものと決定したと思っています。私は、たつの市全部の地区から選ぶものとし、議長一任、議長からの指名推選が良いと考えます。

○C 委員

現在の会長、職務代理者を選ぶときには、各地区から選考委員を選出し、選考委員会からの指名推選の方法により候補者を決めました。その補充ですから、前回と同じ選出方法が順当と考えます。

○議長（会長）

選考方法については、議長推選による方法に全員の同意が得られないため、法第 5 条第 2 項に基づき、各地区から選考委員を選出し、協議し職務代理人を決める方法とさせていただきたいと存じます。それでは、選考委員の選出方法について、事務局から説明させます。

○事務局（大野泰弘君）

まず選考委員を各地区から1名ずつ選出していただき、各地区で選考委員が決定次第、事務局まで報告願います。

○議長（会長）

それでは、選出のため、暫時休憩いたします。

（休憩 選考委員の選出）

○議長（会長）

休憩前に引き続き、会議を開きます。選考委員を発表いたします。

- ・新宮地区 【保田委員】、
- ・龍野地区 【水田委員】、
- ・揖保川地区 【永富委員】、
- ・御津地区 【小河委員】、

以上四名により、選考願うこととし、決定次第代表者から報告願います。

それでは、会長職務代理者選考のため、別室へ移動願います。選考の間、暫時休憩いたします。

（休憩 選考委員は別室へ）

休憩前に引き続き、会議を開きます。選考委員の代表者から、選考結果について報告願います。

○選考委員代表（保田委員：選考結果報告）

選考委員を代表してご報告いたします。

選考委員四名で慎重に審議した結果、会長職務代理者については、4地区ありますが、同じような地区からではなく、今まで当たっていない地区から選出という条件付きで議長に一任ということで決定しました。以上でございます。

○議長（会長）

それでは、ただ今の報告により議長一任とのことですので、会長職務代理者に新宮地区の【八木委員】を選出したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

ご異議なしと認めます。よって、【八木委員】を会長職務代理者に選出することに決しました。

それでは、会長職務代理者となりました【八木委員】より就任のご挨拶をお願いします。

○職務代理者挨拶（八木委員）

ただいま、会長職務代理者に選任いただきました【八木】でございます。会長を補佐するとともに、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員と連携しながら、たつの市農業の振興に寄与できるよう力を尽くして参りたいと思いますので、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いいたします。

次に、日程第 5「議案第 156 号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 156 号 非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 3 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の願い出地は、神岡町■■■■の一部外 2 筆の登記地目・畑、現況は宅地、合計面積は 436.4 m²です。願い出人は、■■■■、■■■■、隣接地に子どもが住宅を建築することになったため、併せて土地を整理し、現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、固定資産税評価証明書において、平成 8 年以前から住宅敷地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も住宅敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、神岡町■■■■の登記地目・田、現況は宅地、面積は 136 m²です。願い出人は、■■■■、■■■■、売買のため、現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真において、平成 11 年以前から倉庫敷地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、今年 4 月に倉庫は解体済みですが、現況は宅

地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、御津町[]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 79 m²です。願い出人は、[]、財産の管理上、現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、固定資産税評価証明書などにおいて、昭和 46 年から住宅敷地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も住宅敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 156 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 6「議案第 157 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 157 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 8 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖保町[]外 1 筆の田で合計面積は 1,075 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は、市外在住であり農地の管理が難しいため、これまで親族である譲受人が耕作していたが、この度、譲受人へ売却することになったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、農業経験があり、耕作に必要な農機具も所有しているので、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、譲受後の耕作面積が 3,387 m² となり条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、神岡町 [] 外 1 筆の畑で合計面積は 429 m²、譲受人は []、譲渡し人は []、譲渡し人は、耕作しておらず、農地の保全管理に苦慮していたところ、譲渡し人へ売却することになったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、農業者で野菜等を耕作しており、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 5,467.61 m² ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、誉田町 [] の田で面積は 468 m²、譲受人は []、譲渡し人は []、譲渡し人は、自宅から離れた農地の管理が難しくなり、地元で引き受け手を探していたところ、譲渡し人と売買による合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域において耕作しており、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 9,033.43 m² ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、神岡町 [] の田で面積は 713 m²、譲受人は []、譲渡し人は []

■■■■■、譲渡し人は、長年の耕作者である譲受人へ農地を譲渡することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域において耕作しており、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 3,184 m²ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、新宮町■■■■■外 3 筆の田及び畑で、合計面積は 2,824 m²、譲受人は■■■■■、譲渡し人は■■■■■、この案件は空き家に付随する農地として借りて耕作されていた農地で、この度 2 年以上耕作されたので正式に取得しようとするものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は野菜等を耕作しており、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積についてですが、空き家に付随する農地の場合、1 m²以上であれば取得可能となっておりますので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い現在も耕作していますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の申請地は、新宮町■■■■■の田で面積は 905 m²、譲受人は■■■■■、譲渡し人は■■■■■、譲渡人は、市外在住であり今後農業をする意向はなく、この度、隣地で農業をしている譲受人へ売却することになったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域において耕作しており、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 3,337 m²であり条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ

ます。

7 件目の申請地は、新宮町[]の田で面積は 1,965 m²、譲受人は[]、譲渡し人は[]、譲渡し人は、現在の耕作者である譲受人へ農地を譲渡することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域において耕作しており、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 3,942 m²ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8 件目の申請地は、御津町[]外 1 筆の田及び畑で合計面積は 3,550 m²、譲受人は[]、譲渡し人は[]、譲渡人は、市外在住であり管理が難しく、地元で農業経験のある譲受人へ管理を依頼したところ、合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、実家が農業兼造園業を営んでおり農業経験があること、また、現在設立している会社において、業務内容にイチジク栽培があるなど知識もあり、耕作に必要な農機具も所有しているので、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、農地取得後の耕作面積が 3,550 m²となり条件を満たしています。最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 157 号」は原案のとおり承認されました。

○議長（猪澤敏一委員）

次に、日程第 7「議案第 158 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

なお、1 件目、議案番号 8622 番については、 委員の案件となりますので、先にこの案件のみ審議いたします。 委員におかれましては、一時、退出をお願いいたします。

(委員退出)

それでは事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 158 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 3 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町 外 1 筆の田で合計面積は 2,088 m²、譲受人は 、譲渡人は、 、譲渡人は高齢で後継者もなく農業を担う人に譲りたいと考えていたところ、耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人へ贈与することになったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、農業経験が長く、耕作に必要な農機具も確保しているので、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、農地取得後の耕作面積が 4,421 m²ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありません。

んか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、議案第 158 号 8622 番は、原案のとおり承認されました。

(上田委員入室)

次に「議案番号 158 号」8604 番、8621 番について審議します。
事務局にて議案を朗読させ説明させます。

○事務局（井口大介君）

2 件目の申請地は、新宮町 外 1 筆の田及び畑で合計面積は 17.27 m²、譲受人は、譲渡人は、
でございます。この度、
として共有名義で所有していた農地を全て
の名義とすることで合意に至り、贈与するものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、農業経験があり、耕作に必要な農機具も所有しているので、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、譲受後の耕作面積が 3,485.7 m²となり条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、御津町 の田で面積は 1,507 m²、譲受人は、譲渡人は、
、被譲渡人は相続により農地を取得したが、農業をする意向はなく後継者もないため、現在当該地を耕作している譲受人へ贈与することになったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、現在当該地を耕作しており、耕作に必要な農機具も確保しているので、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面

積が 12,071 m²ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 158 号 8604 番、8621 番」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 8「議案第 159 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 159 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 8 件出ていますが、先に申し上げましたとおり、8 件目の 8541 番は、取り下げとなりましたので、7 件となります。

1 件目、2 件目、3 件目につきましては、土地の所在地が隣接区域であり、転用目的は、太陽光発電設備の設置となっております。

1 件目の申請地は、[REDACTED]外 2 筆の田で、合計面積は、1,707 m²、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する 3 種農地(3-(3))と判断します。

申請人は、譲受人が

[REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]

■■■■、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

工事計画は、許可後 3 か月となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、揖西町■■■■外 4 筆の田で、合計面積は、1,737.91 m²、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する 3 種農地(3-(3))と判断します。

申請人は、譲受人が■■■■

■■■■、譲渡人は、■■■■

■■■■、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

工事計画以降は、1 件目と同内容でございます。

3 件目の申請地は、揖西町■■■■外 3 筆の田で、合計面積は、1,758 m²、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する 3 種農地(3-(3))と判断します。

申請人は、譲受人が■■■■

■■■■、譲渡人は、■■■■

■■■■、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

工事計画以降は、1 件目と同内容でございます。

4 件目の申請地は、■■■■外 3 筆の田及び畑で、合計面積は 1,475 m²、農地区分は相当数の街区を形成する 2 種農地 (2-(1)) と判断します。

申請人は、譲受人が■■■■

■■■■、譲渡人は、■■■■

■■■■、転用目的は、空家を取得し素麺工場を建設するにあたり、倉庫、資材置場及び露天駐車場として土地を取得し利用するものです。

工事計画は、令和 5 年 5 月 1 日から 60 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用する

ものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の所有者の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

5 件目の申請地は、新宮町■■■■の田で、面積は 1,013 m²、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する第 3 種農地（3-(3)）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が■■■■、■■■■、譲渡人は、■■■■、■■■■、転用目的は、現在の資材置場が手狭であるため、露天駐車場及び露天資材置場として隣接地を取得し利用するものです。

土地造成期間は許可後 90 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

6 件目の申請地は、新宮町■■■■の田で、面積は 1,000 m²です。農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する第 3 種農地（3-(3)）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が新宮町■■■■、■■■■、譲渡人は■■■■、■■■■、転用目的は、貸露天駐車場です。

譲受人は、和菓子の製造・販売業を手掛けているが、敷地内に冷蔵倉庫の増設をするにあたり、職員の駐車場が手狭となり駐車場が不足するため、隣地を取得し貸露天駐車場として使用するものです。

なお、当該地は、市街化調整区域であります。

造成期間は、令和 5 年 2 月 20 日から 30 日間、施設の建設期間は、令和 5 年 3 月 1 日から 30 日間です。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の残高証明で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はない

ものと考えます。

7 件目の申請地は、[REDACTED] 外 1 筆の田で、面積は、1,623 m²、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する 3 種農地 (3-(3)) と判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]

[REDACTED]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

工事計画は、許可後 90 日で太陽光発電設備を設置します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 159 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 9「議案第 160 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 160 号 農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、今回設定する筆数は 80 筆、設定面積は 106,547 m²です。

各筆の明細は別紙に添付していますとおりで、すべての案件で農地の効率利用、農作業への常時従事等、同法 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

なお、今回の利用権は市が集積計画の公告を行う 12 月 1 日から効力が発生します。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 160 号」は原案のとおり決定することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 50 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 11 月 28 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(12 番真殿利晴委員)

議事録署名委員
(13 番宮本峰男委員)